

令和8年 第9回 福岡市選挙管理委員会

4月20日（月） 午後5時30分

議 題

1 議案

議案第8号 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の
類に表示する証票について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿から抹消する者の数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和8年5月7日（木） 午前10時00分
- ・令和8年5月20日（水） 午前10時30分
- ・令和8年6月1日（月） 午後1時30分

議案第8号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票について

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示すべき証票について、現行の証票の有効期限が令和8年6月30日をもって満了することに伴い、同年7月1日以降に掲示する（同日前から引き続き掲示し続ける場合を含む。）立札及び看板の類に表示すべき新たな証票の有効期限、色、交付方法等を、次のように定める。

令和8年4月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 富 永 計 久

1 有効期限

令和12年6月30日

2 色

- (1) 候補者等用 橙色
- (2) 後援団体用 青色

3 交付方法

「証票交付申請書」を福岡市選挙管理委員会事務局に持参又は郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者又は同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便）により送付させることにより、新たな証票を、令和8年6月1日から交付する。

4 交付事務の委任

交付事務は事務局長の専決事項とする。

ただし、事務局長は、その交付実績を委員会に報告するものとする。

(理由)

公職選挙法第143条第17項、同法施行令第110条の5第4項及び第8項並びに政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第2条及び第6条の規定による。

(参考)

○公職選挙法

(文書図面の掲示)

第143条 (略)

2～15 (略)

16 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第199条の5第1項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第1項の禁止行為に該当するものとみなす。

(1) 立札及び看板の類で、公職の候補者等1人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて2を限り、掲示されるもの

(2)～(4) (略)

17 前項第1号の立札及び看板の類は、縦150センチメートル、横40センチメートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の定めるところの表示をしたものでなければならない。

18・19 (略)

○公職選挙法施行令

(後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等)

第110条の5 法第143条第16項第1号に規定する政令で定める立札及び看板の類の総数は、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）1人につき又は同一の公職の候補者等に係る法第199条の5第1項に規定する後援団体（以下この条において「後援団体」という。）の全てを通じて、それぞれ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1)～(5) (略)

(6) 公職の候補者等が都道府県の議会の議員、市の議会の議員若しくは指定都市以外の市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 6

(7) 公職の候補者等が指定都市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 10

(8) (略)

2・3 (略)

4 法第143条第17項の規定による表示は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の交付する証票を用いてしなければならない。

5～7 (略)

8 法第143条第17項の当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）は、公職の候補者等又は後援団体が第1項各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に規定する選挙で当該公職の候補者等又は当該後援団体に係るものに関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）とする。

○政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第143条第17項に規定する政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関し必要な事項を定めるものとする。

(証票)

第2条 法第143条第17項の表示は、福岡市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が交付する別記様式第1号の証票（以下「証票」という。）を用いてしなければならない。

2 前項の証票の有効期限は、市委員会の定めるところによる。

(証票の申請等)

第3条 市長選挙及び市議会議員選挙の候補者若しくは当該選挙の候補者となろうとする者（市長及び市議会議員の職にある者を含む。以下「候補者等」という。）又は当該候補者等に係る法第199条の5第1項に規定する後援団体（以下「後援団体」という。）が証票の交付を受けようとする場合においては、候補者等にあつては別記様式第2号の証票交付申請書を、後援団体にあつては別記様式第3号の証票交付申請書を市委員会に対して提出しなければならない。

2 市委員会は、前項の証票交付申請書の内容等を審査し、適正であると認めるときは、速やかに前項の申請者に証票を交付する。

(1の選挙を指定した場合の証票の申請等)

第4条 候補者等及び後援団体は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第110条の5第3項の規定により候補者等が2以上の選挙に係るものとなり、当該候補者等が1の選挙を指定したため証票の変更をする必要が生じた場合においては、候補者等にあつては別記様式第4号の証票交付申請書を、後援団体にあつては別記様式第5号の証票交付申請書を市委員会に対して新たに提出しなければならない。

2 前項の場合においては、候補者等及び後援団体は、既に交付を受けた証票を速やかに処分しなければならない。

3 第1項の証票交付申請書の提出があつた場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(証票の再交付の手續)

第5条 証票の紛失又は破損のためその再交付を受けようとする場合においては、候補者等にあつては別記様式第6号の証票再交付申請書を、後援団体にあつては別記様式第7号の証票再交付申請書を市委員会に対して提出しなければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市委員会が定める。

附 則

(略)

様式第1号
(証票)

政治活動用事務所 ()			
年	月	日	まで 有効
福岡市選管		—	

備考

- 1 上段の括弧内には、候補者等又は後援団体の区別を次のように表示するものとする。
候補者等…候補者等用
後援団体…後援団体用
- 2 下段「—」の左には、選挙の種類を次のように表示するものとする。
市長選挙…長
市議会議員選挙…議
- 3 下段「—」の右には、市委員会で申請書を受理した順位を表わす番号を表示するものとする。
- 4 字句は、刷り込みとする。

様式第2号～第7号 (略)

報告事項 1

選挙人名簿から抹消する者の数について

3月6日～4月20日区委員会議決分

区 分	抹消者の合計	抹 消 者 の 内 訳		
		死 亡 者	市外転出後 4箇月経過者	在外登録移転者
東 区	981	475	505	1
博多区	940	289	651	0
中央区	594	218	373	3
南 区	758	357	400	1
城南区	322	189	133	0
早良区	516	320	196	0
西 区	547	295	251	1
福岡市計	4,658	2,143	2,509	6

参考（3月6日～4月20日区委員会議決における抹消後の選挙人名簿登録者数）

	前回 選挙人名簿登録者数	前回以降の 抹消者数	4月20日現在 選挙人名簿登録者数
福岡市計	1,326,398	4,658	1,321,740

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

3月6日～4月20日区委員会議決分

区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東 区	139	4	1	0	144
博 多 区	107	0	0	0	107
中 央 区	154	4	3	0	161
南 区	170	1	1	0	172
城 南 区	83	0	0	0	83
早 良 区	137	4	0	1	140
西 区	99	2	1	2	100
福岡市計	889	15	6	3	907